

## Step 3 少額貨物の合算

少額貨物が二以上ある場合には、それらを一括して一欄にまとめて申告する。



### Point

少額貨物の二以上を一括して一欄にまとめる方法として、次の三つの方法がある。

- ① 20万円以下となる全品目を、関税率が最も高い品目の属する品目番号に一括する。
- ② 同一の関税率のものごとに、申告価格が最も高い品目が属する品目番号に一括する。
- ③ 二以上の少額貨物のうち、同一関税率が適用される品目の申告価格の合計額のいずれかが、当該少額貨物全体の申告価格の合計額の50%を超える場合には、少額貨物のすべてを、当該50%を超えることとなる申告価格の合計額を構成する品目のうち、申告価格が最も高い品目の属する品目番号に一括する。

通常、問題文記に、少額貨物のまとめ方についての指示があるので、それに従ってまとめる。

(問題文記における少額貨物のまとめ方の指示については、後記「II. 応用事項-Check2 少額貨物の特別な処理-Case1 少額貨物を一括して一欄にまとめる場合(少額合算申告)」内のワンポイントアドバイス参照)

### 作成例題

仕入書価格が少額判断基準価格(EUR1,769,91)以下で少額貨物となるものは、次のとおりである。

仕入書の品名	品目番号	税率	仕入書価格
5. Men's shirts of cotton 80%, acrylic 10% and polyesters 10% mixed	6205.20-0002	協定 7.4%	EUR1,325.00
6. Men's shirts of wool 50%, cotton 30% and acrylic 20% mixed	6205.90-0105	協定 7.4%	EUR1,425.00

問題文記2より、品目番号は、申告価格が大きい「6205.90-0105」にまとめ、他の番号を「6205.20-0002」とする。

合算後の品目番号及び仕入書価格は次のようになる。

仕入書の品名	品目番号	税率	仕入書価格
5. Men's shirts of cotton 80%, acrylic 10% and polyesters 10% mixed	<b>6205.20-0002</b>	協定 7.4%	<b>EUR2,750.00</b>
6. Men's shirts of wool 50%, cotton 30% and acrylic 20% mixed	<b>6205.90-0105</b>		

(仕入書の有効活用例)

Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity Unit	Unit Price per Unit	Amount CIF EUR
適用為替レート: ¥113.00/EUR				
1. Women's trousers of wool 100%	6204.61-2002 (協: 9.1%)	500	30.50	15,250.00
				22,875.00 ←
2. Women's trousers of wool 40%, acrylic 30% and polyesters 30% mixed	6204.63-2000 (協: 9.1%)	1,000	27.50	27,500.00
3. Women's trousers of flax 60%, cotton 30% and polyesters 10% mixed	6204.69-2001 (協: 9.1%)	250	28.50	7,125.00
4. Men's shirts of silk 100%	6205.90-0901 (基: 9%)	250	31.50	7,875.00
5. Men's shirts of cotton 80%, acrylic 10% and polyesters 10% mixed	<del>6205.20-0002 (協: 7.4%)</del>	50	26.50	<u>1,325.00</u>
6. Men's shirts of wool 50%, cotton 30% and acrylic 20% mixed	▶ 6205.90-0105 (協: 7.4%)	50	28.50	<u>1,425.00</u>
				2,750.00 ←
7. Women's breeches of wool 55% and cotton 45% mixed	6204.61-2002 (協: 9.1%)	305	25.00	7,625.00

CIF EUR68,125.00  
少額判断基準価格 EUR1,769.91



### ワンポイントアドバイス:

#### 有税品と無税品と両方ある場合の少額合算

少額貨物となったものが二以上あり、有税品と無税品と両方ある場合には、有税品と無税品を別々に少額合算しなければならない。

【例: A~Eまですべて少額貨物。有税品は最も高い関税率のものに合算。無税品は申告価格が最も大きいものに合算。】

- A (18万円): 7007.11-0902(協: 3.5%) → 7007.11-090X(協3.5%)
- B (5万円): 7007.21-0103(基: 無税) -----
- C (14万円): 7013.10-0006(協: 3.1%) -----
- D (10万円): 7013.28-0002(協: 3.1%) -----
- E (17万円): 7014.00-0000(基: 無税) ----- → 7014.00-000X(基: 無税)